

平成28年度

# 業 務 概 要



福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所



## はじめに

本県の保健・医療・福祉・環境行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月14日の前震に始まった一連の「平成28年熊本地震」では、隣県の熊本県で震度7を観測し、大分県でも震度6弱、本県の県南地域でも震度5強が観測されました。九州で初となる震度7の地震に見舞われた熊本県では甚大な被害が発生しています。

本県では、地震発生以来、全庁を上げて被災地の皆様への義援金の募集、救援物資搬送等支援活動に努めてきました。人的支援においても、保健スタッフ等職員を派遣し、被災された方々への心理ケア、健康チェックや健康相談及び生活相談を実施し、現在も継続しています。

ところで、いわゆる「団塊の世代」の方々すべてが75歳以上となる2025年には、医療・介護サービスの提供体制が不十分になると見込まれています。

本県では医療法の改正を受け、急性期から回復期、慢性期や在宅医療まで、一人ひとりの患者の状態に応じた適切な医療を県内の各地域において、効果的に切れ目なく提供する体制を整備するため、平成27年度から「地域医療構想」の策定を進めています。当所においても関係各機関・団体の皆様の協力を得て地域医療構想調整会議を開催し、現状の共有と課題の抽出、地域医療構想の達成に向けた施策の検討を行っているところです。

少子・高齢化が進行する現在、当所では、保健・医療・介護分野において、健康づくりや地域在宅医療の推進、心の健康づくり・自殺対策、医療安全、感染症対策、食の安全、動物愛護等に関する業務に積極的に取り組んでいます。

福祉分野においては、地域住民のセーフティネットとしての生活保護、児童虐待や配偶者間の暴力(DV)から住民を守るための対策など、命を守る取組みに力を入れるとともに、介護サービス事業所及び障害者福祉サービス事業所等に対する指導、助言を行っています。

環境分野においては、地球温暖化対策や省エネ・節電対策、野生鳥獣の保護、廃棄物の不適正処理に対する取締りなどを強化しているところです。

また、遠賀川を抱く管内地域においては、過去にも度重なる水害に見舞われており、災害対策に対する一層の備えも求められています。

今後とも、私どもは地域住民の皆様の幸福度や満足度の向上及び健康の保持・増進のため、これら諸問題に取り組んでまいります。

本書では、平成27年度に当所が取り組みました業務の概要について報告しております。関係各方面の皆様方の業務の参考となり、広く地域住民の皆様方の保健福祉環境行政への御理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成28年 7月

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長 弓削 義文



# 目 次

## 第1章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況

1	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革	1
2	管内の概況	2
3	組織の概要	3
4	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要	4
5	職員の配置状況	6
6	附属機関	7

## 第2章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の主な協議会・会議

1	総務企画課	8
2	健康増進課	9
3	保健衛生課	11
4	地域環境課	13
5	環境指導課	14
6	社会福祉課	17

## 第3章 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務

1	総務企画課	18
2	健康増進課	23
3	保健衛生課	30
4	地域環境課	40
5	環境指導課	43
6	社会福祉課	45
7	保護課	53
8	監査指導課	55



## 第1章

### 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況





# 1 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革

【本庁舎】	【分庁舎】
昭和 13 年 9 月 飯塚保健所を仮庁舎にて開設	
昭和 14 年 2 月 飯塚保健所の開設	昭和 16 年 7 月 福岡県直方保健所を仮庁舎にて開設
昭和 19 年 12 月 大隈保健所の開設	昭和 17 年 4 月 福岡県直方保健所を新設し移転
昭和 24 年 4 月 飯塚保健所分室（吉原町診療所）を開設・診療開始	昭和 19 年 10 月 管轄地域を分割し、宮田保健所を設置
昭和 26 年 10 月 飯塚保健所庁舎増築	
昭和 26 年 12 月 大隈保健所新築移転 山田分室設置	昭和 28 年 9 月 直方保健所本館瓦葺 2 階に増築
昭和 30 年 11 月 地方事務所廃止し、嘉穂福祉事務所を設置	昭和 30 年 4 月 町村合併により 1 市 2 町地方事務所を廃止し、鞍手福祉事務所を設置
昭和 35 年 5 月 山田分室を廃止	
昭和 39 年 6 月 総務課の一部と福祉第 2 課を持って嘉穂福祉事務所分室を設置	昭和 35 年 10 月 宮田保健所新築移転
昭和 47 年 3 月 飯塚保健所と嘉穂福祉事務所が飯塚総合庁舎に移転	昭和 53 年 4 月 直方保健所を直方市山部へ新庁舎設置移転
平成 9 年 4 月 飯塚保健所、大隈保健所の統合に伴い、嘉穂保健所に改称	平成 9 年 4 月 直方保健所、宮田保健所の統合に伴い、鞍手保健所に改称
平成 10 年 4 月 民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。	
平成 14 年 9 月 保健所と福祉事務所の統合により、嘉穂保健福祉環境事務所として飯塚総合庁舎に事務所を設置	平成 14 年 9 月 保健所と福祉事務所の統合により、鞍手保健福祉環境事務所として直方総合庁舎に事務所を設置
平成 20 年 4 月 本庁再編により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管は、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部となる。	
平成 21 年 10 月 嘉穂保健福祉環境事務所と鞍手保健福祉環境事務所の統合により、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所本庁舎を飯塚総合庁舎に、分庁舎を直方総合庁舎に設置	

## 2 管内の概況

### (1) 地理的背景

福岡県のほぼ中央に位置し、4市3町で構成され、面積は 620.91 k m<sup>2</sup> (福岡県全体の 12.5%)、人口は 292,575 人 (平成 28 年 3 月末日現在) となっており、北東は北九州市、西は糟屋郡などの都市圏に隣接しています。

(※環境部門は上記に加え、田川地域、監査部門は宗像・遠賀地域を所管します。)

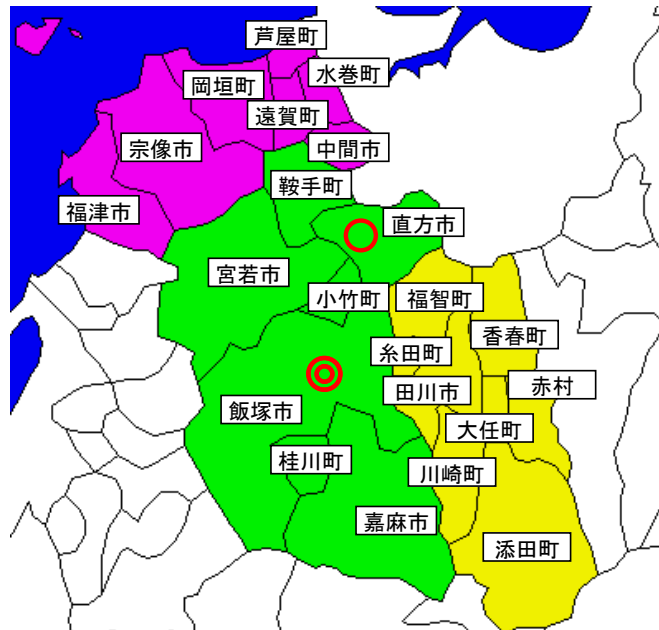
管内は、東西及び南の三方がそれぞれ関の山山系、三郡山、古処山系、福智山系によって囲まれ盆地状を呈しており、南北に遠賀川が流れています。

気候は、夏冬及び昼夜の気温差が大きく、氷・雪・霜が県内の他地区に先駆けてやってきます。降水量がかなり多く、風は年間を通じて弱く、霧の発生は主として秋季に多いなど盆地性の特徴を示しています。

### (2) 所在地

- ◎ 本庁舎：福岡県飯塚市新立岩 8 番 1 号 飯塚総合庁舎本館、別館
- 分庁舎：福岡県直方市日吉町 9 番 10 号 直方総合庁舎

### (3) 管轄区域



管轄区域 (上図の  の地区)

- ・ 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 (桂川町)
- ・ 直方市、宮若市、鞍手郡 (小竹町、鞍手町)

※環境部門は、田川市、田川郡 (香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町) も所管します。(上図の  の地区)

※監査指導課は、宗像市、福津市、中間市、遠賀郡 (芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町) も所管します。(上図の  の地区)

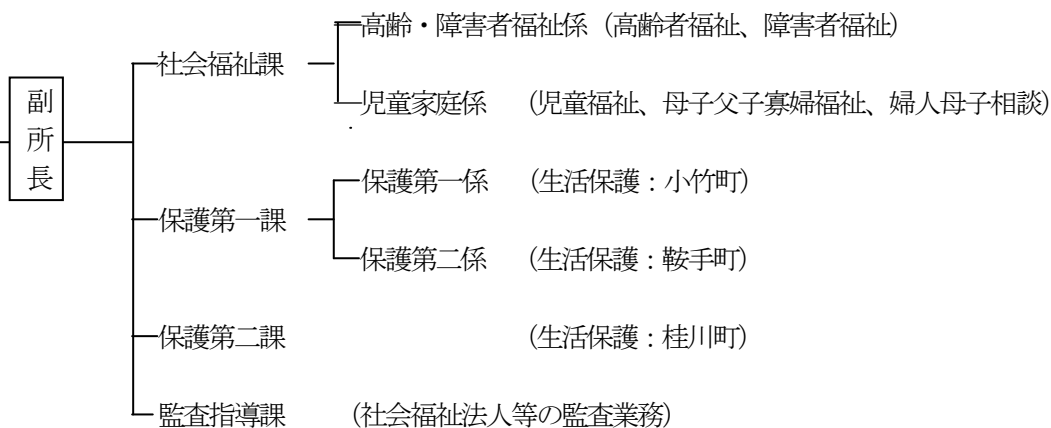
### 3 組織の概要

組織機構及び分掌事務

#### <本庁舎>



#### <分庁舎>



## 4 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要

< 取り扱っている許可・届出・登録等は以下のとおりです。 >

許可・届出・登録等の名称	担当課・係
病院・診療所・助産所開設許可、診療所・助産所開設届、医療法人設立認可、衛生検査所登録、施術所開設届（あはき法、柔整法）、出張施術所業務開始届（あはき法）、歯科技工所開設届、薬局・医薬品販売業・高度管理医療機器販売業許可、毒物劇物販売業登録、麻薬関係届	企画指導係 0948-21-4876
食品営業許可、臨時営業許可、バザー届	食品衛生係 0948-21-4817
旅館業営業許可、公衆浴場業営業許可、興行場営業許可、理容所・美容所開設届出、クリーニング所営業届出、特定建築物届出、建築物清掃業者等登録、遊泳用プール設置届出、水道に関する届出、特定動物飼養保管許可、動物取扱業登録	生活衛生係 0948-21-4973
浄化槽設置届出、浄化槽保守点検業登録、温泉に関する許可、自然公園に関する届出	地域環境課 0948-21-4975
産業廃棄物処理業許可、大気汚染防止法関係届出、水質汚濁防止法関係届出、ダイオキシン特措法関係届出、土壌汚染対策法関係届出、PRTR 届出、自動車リサイクル法登録・許可	環境指導課 0948-21-4812

< 保健福祉環境事務所で取り扱う保健福祉関係の指定申請は以下のとおりです。 >

指定機関の申請・受け付け	担当係
生活保護法に関する指定医療機関、指定介護機関	分庁舎総務係 0949-22-5691
指定介護（予防）サービス事業者の指定 指定障害福祉サービス事業者の指定	高齢・障害者福祉係 0949-23-3119
結核指定医療機関の指定	感染症係 0948-21-4972
被爆者一般疾病医療機関の指定申請	健康増進係 0948-21-4815

< 保健福祉環境事務所で取り扱う各種免許申請は以下のとおりです。 >

各種免許申請	担当課係
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、准看護師、栄養士、毒物劇物取扱責任者、登録販売者、麻薬取扱者	企画指導係 0948-21-4876
製菓衛生師、ふぐ処理師	食品衛生係 0948-21-4817
クリーニング師	生活衛生係 0948-21-4973
調理師、受胎調節実地指導員	健康増進係 0948-21-4815

**<お問い合わせ先>**

	課・係	電話番号	所在地		
本庁舎	総務企画課	総務係	0948-21-4911	〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 (飯塚総合庁舎 本館)	
		企画指導係	0948-21-4876		
	健康増進課	健康増進係	0948-21-4815		
		精神保健係	0948-21-4875		
	保健衛生課	食品衛生係	0948-21-4817		
		生活衛生係	0948-21-4973		
		感染症係	0948-21-4972		
	地域環境課		0948-21-4975		〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 (飯塚総合庁舎 別館)
	環境指導課	環境指導第一係	0948-21-4812		
		環境指導第二係	0948-21-4813		
環境指導第三係		0948-21-4814			
分庁舎	社会福祉課	児童家庭係	0949-22-5692	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 (直方総合庁舎)	
		高齢・障害者福祉係	0949-23-3119		
	保護第一課	保護第一係	0949-22-5696		
		保護第二係	0949-22-5695		
	保護第二課		0949-23-3120		
	監査指導課		0949-22-5667		

**<定期業務・一般健康相談等>**

項目	問い合わせ先	本庁舎(飯塚市)		分庁舎(直方市)		
		日時	備考	日時	備考	
乳幼児発達相談	健康増進係	年8回	予約制 0948-21-4815	年6回	予約制 0948-21-4815	
B型・C型肝炎 相談・検査		毎週火曜日 9:00~10:00	予約制 0948-21-4815	本庁舎のみの対応です		
特定感染症相談・検査 (エイズ・梅毒・性器クラミジア感染症等)	感染症係	毎週火曜日 9:00~10:00	予約制 0948-23-5911	毎週月曜日 14:30~15:30	予約制 0948-23-5911	
精神保健福祉相談 (こころ・アルコール・薬物・思春期・認知症)	精神保健係	第2月曜日、第3~5木曜日 午後	予約制 0948-21-4875	第1, 3, 4, 5火曜日 第2 水曜日 午後	予約制 0948-21-4875	
犬・猫の引き取り	生活衛生係	毎週月・木曜日 9:00~16:00	飼犬・飼猫は有料	御相談ください	電話 0948-21-4973	
婦人相談	児童家庭係		予約制 0949-22-5692	月曜~金曜日 8:30~17:15	専用電話 0949-22-4070	
母子父子寡婦相談			予約制 0949-22-5692	月曜~金曜日 8:30~17:15	電話 0949-22-5692	
家庭児童相談		分庁舎のみの対応です		月曜~金曜日 8:30~17:15	専用電話 0949-23-2028	
女性健康相談 (不妊・更年期障害等)	健康増進係	電話相談: 毎週月~金曜日(9:00~17:00) 専門助産師による相談(予約制): 毎月第1水曜日(13:30~16:00)		0948-29-0277		
骨髄バンク登録		毎週火曜日 10:30~11:30	予約制 0948-21-4815	※本庁舎のみの対応です。		
性感染症電話相談 (ホットライン)	感染症係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5911			
難病電話相談 (ホットライン)	健康増進係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5820			

## 5 職員の配置状況

(平成28年4月1日現在)

職種別	合計	内 訳								
		総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	地域 環境課	環境 指導課	社会 福祉課	保護 1課	保護 2課	監査 指導課
事務	65	12	2	3	3		10	16	8	11
(うち看護師)	(1)								(1)	
[うち歯科衛生士]	[3]						[1]			[2]
技 術	医師	3	2	1						
	薬剤師	11	3		2	1	5			
	獣医師	7	1		5	1				
	診療放射線技師	4	1		2		1			
	臨床検査技師	3			2			1		
	管理栄養士	2		2						
	化学	9				1	8			
	保健師	17	1	13	3					
	助産師	2		1				1		
	小計	58	8	17	14	3	14	2		
労 務	用務員	1	1							
	自動車運転士	2	2							
	動物愛護管理技術員	5			5					
	小計	8	3		5					
合計	131	23*	19	22	6	14	12	16	8	11
(非常勤職員) 精神保健嘱託医 廃棄物不法投棄対策専門員 家庭児童相談員 生活保護嘱託医 生活指導等支援員	16		8			4	2	1 1		

※ 所長、副所長（2名）、保健監、環境長を含む。

◆ 本庁舎：81名 分庁舎：50名 計131名

## 6 付属機関

※平成 27 年度開催状況

<p><b>嘉穂・鞍手保健所運営協議会</b></p> <p>①保健所における保健行政の課題と取組み ②各部会報告 ③その他の協議</p>	<p>12月17日(木) 13:30～14:30</p> <p>飯塚医師会館 講堂</p>
<p><b>保健医療計画部会（2地区）</b></p> <p>①飯塚・鞍手地区保健医療圏の保健医療計画（案）の作成に関する事 ②保健医療計画の推進に関する事 ③へき地医療に関する事 ④他の部会との連絡・調整に関する事</p>	<p>5年毎の計画見直しの年に開催</p> <p>※H27開催なし</p>
<p><b>救急医療部会（2地区）</b></p> <p>①救急医療機関の適正配置に関する事 ②救急医療体制の整備充実に関する事 ③休日急患診療の確保に関する事 ④健康危機管理に関する事 ⑤その他救急医療確保に関する事</p>	<p><b>（飯塚地区）</b> 8月11日(火) 飯塚総合庁舎 別棟小会議室 13:30～14:30</p> <p><b>（直鞍地区）</b> 8月6日(木) 直方総合庁舎 501会議室 13:30～14:30</p>
<p><b>保健事業部会</b></p> <p>①健康増進事業に関する事 ②母子保健事業に関する事 ③在宅医療及び難病事業に関する事 ④関係機関の連絡調整等に関する事 ⑤その他、保健事業に関する事</p>	<p>7月30日(木) 13:30～14:15</p> <p>飯塚総合庁舎 大会議室</p>
<p><b>精神保健福祉部会</b></p> <p>①地域精神保健福祉に関する総合企画及び実務方針の策定に関する事 ②関係機関、団体等の連絡調整に関する事 ③その他事業の推進に関する事</p>	<p>8月4日(火) 14:30～15:45</p> <p>飯塚総合庁舎 大会議室</p>





## 第2章

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所における  
主要な協議会・会議



< 総務企画課 >

名 称	地域医療構想調整会議
構成員	<p>&lt;委員&gt;            医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会、私設病院協会、自治体病院協議会、精神科病院協会、有床診療所協議会、医療法人協会、保険者協議会、市町、保健福祉環境事務所</p> <p>&lt;オブザーバー&gt;            産業医科大学公衆衛生学教室、県保健医療介護部医療指導課</p>
目的・内容	<p>&lt;目的&gt;            将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う。（医療法第30条の14）</p> <p>&lt;内容&gt;            （1）地域の医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有            （2）地域医療構想を実現する上での課題の抽出            （3）具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方について            （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業</p> <p>※地域医療構想は、病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに将来の医療需要と病床の必要量を推計し、2025年のあるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもの。</p>
開催状況	<p>&lt;平成27年度&gt;            飯塚区域 2回開催            直方鞍手区域 2回開催</p>

< 健康増進課 >

名 称	地域・職域連携会議
構成員	管内医師会、管内歯科医師会、労働基準監督署、労働基準協会、地域産業保健センター、商工会議所、事業所、市町、保健福祉環境事務所等
目的・内容	<p>&lt;目的&gt;            嘉穂・鞍手地区における健康づくり対策について、医療保険者や地域の健康づくり関係団体、行政機関等の地域と職域が連携して、健康課題の明確化及び目標達成のための行動プランの協議等を行う「地域・職域連携会議」を開催することにより、生活習慣病対策の充実強化を図り、県民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援し、生涯を通じた健康づくりを推進することを目的とする。</p> <p>&lt;内容&gt;            (1) 「いきいき健康ふくおか21」の推進に関すること            (2) 地域、職域における健康課題の明確化と目標達成のための地域特性を生かした具体的な行動プランに関すること            (3) 健康づくりに関わる関係機関と関係団体等の連携・協力体制に関すること            (4) 健康増進並びに生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発及び相談・指導に関すること            (5) 特定健康診査及び特定保健指導の普及啓発と円滑な実施に関すること            (6) その他健康づくり対策の推進に関すること</p>
開催状況	年1回開催（嘉穂地区と鞍手地区合同開催）

< 健康増進課 >

<p>名 称</p>	<p>嘉穂・鞍手地域在宅医療推進協議会</p>
<p>構成員</p>	<p>&lt;委員&gt;          医師会、地域がん診療連携拠点病院、歯科医師会、          薬剤師会、訪問看護ステーション、ホスピスボランティア          福岡県立大学看護学部、保健福祉環境事務所</p> <p>&lt;オブザーバー&gt;          管内市町 地域包括支援センター</p>
<p>目的・内容</p>	<p>&lt;目的&gt;          医療・福祉・行政等の関係機関が連携して、主にがん等の          緩和ケアを希望する患者や家族等に対する地域在宅医療体制          の推進に関する事項について協議する。</p> <p>&lt;内容&gt;          在宅で主にがん等の緩和ケアを望む患者や家族等に必要な          地域ケアシステムの推進等に関し、以下の事項について検討す          る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域在宅医療ネットワークの構築等に関すること</li> <li>(2) 24時間対応可能な訪問看護の推進に関すること</li> <li>(3) 患者、家族への相談支援体制に関すること</li> <li>(4) 在宅医療への移行促進に係る従事者研修に関すること</li> <li>(5) 福岡県在宅医療推進協議会との連携に関すること</li> <li>(6) 在宅医療における支援環境の整備に関すること</li> <li>(7) 難病対策に関すること</li> <li>(8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項</li> </ol>
<p>開催状況</p>	<p>年2回開催（嘉穂地区と鞍手地区で各1回開催）</p>

< 保健衛生課 >

名 称	動物愛護推進協議会嘉穂・鞍手支部
構成員	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県北九州教育事務所、福岡県筑豊教育事務所、直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、(公社)福岡県獣医師会筑豊支部「嘉飯分会」及び「直鞍分会」、その他動物愛護に造詣があり、支部が適当と認める団体等
目的・業務	<p>&lt;目的&gt;            福岡県動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進協議会の設置に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する動物愛護推進員の円滑な活動を支援し、効率的に動物の愛護と適正な飼育の普及啓発を図るため、要綱第10条の規定に基づく福岡県動物愛護推進協議会嘉穂・鞍手支部を設置する。</p> <p>&lt;内容&gt;            犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養についての施策が効率的に実施できるよう、次の事業に推進員と共に協力支援する。            (1) 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和59年福岡県条例第39号）第3条第1項の規定に基づく県事業            (2) 推進員及び構成団体が実施する動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発事業            (3) 年間事業（活動）計画の策定</p>
開催状況	<p>&lt;平成26年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護推進協議会支部会議及び推進員会議（6.30）</li> <li>・動物の適正飼養街頭キャンペーン（6.17）</li> <li>・動物愛護推進員筑豊ブロック研修会（7.7）</li> <li>・飼い主のマナーアップ推進キャンペーンイベント「ペットと生きる～小さないのちと共に～」（11.14～16）</li> <li>・動物愛護教室（12.2）</li> <li>・飼い主のマナーアップ推進活動（3.25）</li> </ul>

< 保健衛生課 >

<p>名 称</p>	<p>福岡県嘉穂・鞍手保健所結核の審査に関する専門部会 (福岡県田川保健所感染症の審査に関する協議会内に設置)</p>
<p>構成員</p>	<p>&lt;委員&gt; 感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者(過半数は医師)</p> <p>(1) 飯塚医師会 (2) 直方鞍手医師会 (3) 済生会飯塚嘉穂病院 (4) 飯塚人権擁護委員協議会 (5) 福岡県司法書士会筑豊支部</p>
<p>目的・内容</p>	<p>&lt;目的&gt; 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき、結核に関する福岡県知事の諮問に応じること。</p> <p>&lt;内容&gt; 結核患者に対する就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに結核患者の医療費公費負担の申請に関する事項の審議を行うとともに、就業制限の通知内容の報告、入院勧告又は入院の措置の報告について意見を述べる。</p>
<p>開催状況</p>	<p>毎月2回開催</p>

< 地域環境課 >

<p>名 称</p>	<p>筑豊地区地域環境協議会</p>
<p>構成員</p>	<p>&lt;委員&gt; 管内市町村及び教育委員会、県土整備事務所、農林事務所、教育事務所、県立英彦山青年の家、地球温暖化防止活動推進員、保健福祉環境事務所</p>
<p>目的・内容</p>	<p>&lt;目的&gt; 筑豊地区における環境に関する課題に効果的に対処するため、行政、事業者、住民等が協働して地域の環境保全活動や環境教育の推進を図るとともに、地域の環境活動を担う人材を育成すること。</p> <p>&lt;内容&gt; (1) 地球温暖化防止に関すること (2) 3Rの推進に関すること (3) 自然共生社会づくりに関すること (4) 地域の環境保全活動や環境教育の推進及び地域の環境活動を担う人材の育成に関すること (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>
<p>開催状況</p>	<p>年1～2回開催</p>



< 環境指導課 >

名 称	嘉穂地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
<p>構成員</p>	<p>(1) 国土交通省遠賀川河川事務所飯塚出張所長  (2) 国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所長  (3) 林野庁福岡森林管理署総括森林整備官  (4) 福岡県飯塚警察署生活安全課長  (5) 福岡県嘉麻警察署生活安全課長  (6) 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課長  (7) 福岡県飯塚県土整備事務所用地課長  (8) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長  (9) 飯塚市市民環境部環境対策課長  (10) 嘉麻市市民環境部環境課長  (11) 桂川町保険環境課長  (12) 必要に応じ協議の上、他機関職員の臨時的参加を要請することができる。</p>
<p>目的・内容</p>	<p>&lt;目的&gt;  嘉穂地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事業に対する迅速かつ適切な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資すること。</p> <p>&lt;内容&gt;  (1) 廃棄物の不法投棄などの不適正処理に関する協議及び情報交換  (2) 産業廃棄物処理業者に関する協議及び情報交換  (3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動  (4) その他廃棄物に関する重要事項に係る協議及び情報交換</p>
<p>開催状況</p>	<p>年1回開催（臨時で開催することもある。）</p>

< 環境指導課 >

名 称	直鞍地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
構成員	<p>(1) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長</p> <p>(2) 福岡県飯塚農林事務所農山村振興課長</p> <p>(3) 福岡県直方県土整備事務所用地課長</p> <p>(4) 福岡県直方県土整備事務所道路維持課長</p> <p>(5) 福岡県直方警察署生活安全課長</p> <p>(6) 直方市環境整備課長</p> <p>(7) 宮若市環境保全課長</p> <p>(8) 小竹町農政環境課長</p> <p>(9) 鞍手町農政環境課長</p> <p>(10) 福岡森林管理署総括森林整備官</p> <p>(11) 必要に応じ協議の上、他機関職員の臨時的参加を要請することができる。</p>
目的・内容	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>直鞍地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事案に対する迅速かつ適正な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資すること</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>(1) 廃棄物の不法投棄等の不適正処理に関する協議及び情報交換</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業者に関する協議及び情報交換</p> <p>(3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動</p> <p>(4) その他廃棄物に関する重要事項に係る協議及び情報交換</p>
開催状況	<p>年1回開催（臨時で開催することもある。）</p>

< 環境指導課 >

名 称	田川地区廃棄物不法処理防止連絡協議会
構成員	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、飯塚農林事務所、田川県土整備事務所、田川警察署、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、国土交通省遠賀川河川事務所田川出張所、福岡森林管理署
目的・内容	<p>&lt;目的&gt; 田川地区における廃棄物の不法処理の防止とこれらの事案に対する迅速かつ適正な対応を行い、もって公害の防止と環境保全に資する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の不法投棄などの不適正処理に関する協議及び情報交換</li> <li>(2) 廃棄物処理業に関する協議及び情報交換</li> <li>(3) 廃棄物の不法投棄の監視及び環境保全活動</li> <li>(4) その他廃棄物の処理に係る重要事項に関する協議及び情報交換</li> </ul>
開催状況	年1回以上開催

< 社会福祉課 >

<p><b>名 称</b></p>	<p><b>配偶者からの暴力防止対策地域連絡会議</b></p>
<p><b>構成員</b></p>	<p>福岡県弁護士会筑豊部会、直方鞍手医師会、飯塚医師会、直方市保育協会、飯塚市保育協会、婦人保護施設、母子生活支援施設、直方市民生委員児童委員協議会、飯塚市民生委員児童委員協議会、宮若市民生委員児童委員協議会、嘉麻市民生委員児童委員協議会、福岡県教育庁筑豊教育事務所、福岡県教育庁北九州教育事務所、福岡法務局飯塚支局、福岡法務局直方支局、福岡県飯塚警察署、福岡県嘉麻警察署、福岡県直方警察署、直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、桂川町、鞍手町、小竹町、福岡県田川児童相談所、福岡県宗像児童相談所、福岡県女性相談所福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所</p>
<p><b>目的・内容</b></p>	<p>&lt;目的&gt;  「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨に基づき、被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するために、関係機関及び団体等が緊密な連携及び協力関係を築き、地域における配偶者からの暴力被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>&lt;内容&gt;  (1) 配偶者からの暴力に対する理解促進に関すること  (2) 関係機関の相互の連携強化及び情報交換・情報提供に関すること  (3) 配偶者からの暴力防止対策連絡会議の決定事項の推進に関すること  (4) その他本会議の目的達成に必要な事項に関すること</p>
<p><b>開催状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会議 年1回開催</li> <li>・ 担当者会議（市町のみ） 年1回開催</li> </ul>

## 第3章

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務



# 総務企画課

## ◇総務係

庶務会計事務、並びに生活保護に係る金品（生活費、住宅費、教育費等）の給付及び医療扶助・介護扶助、生活保護費返還金事務を行っています。

## ◇企画指導係

次の業務を行っています。

### ア 医療に関する業務

病院・診療所等の開設や、変更・休廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに医療従事者等の免許関係事務を行っています。

また、医療法その他の法令に基づき、病院等への立入調査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導に当たっています。

#### 【立入調査実施状況】

(平成27年度)

区分	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科診療所	助産所
件数	34	13	44	31	0

#### 【医療関係施設数】

(平成28年3月末現在)

種別 市町別	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう		柔道整復師 施術所	歯科 技工所
					施術所	出張のみ		
飯塚市	13	132	77	3	60	19	44	42
嘉麻市	8	25	21	0	14	3	14	11
桂川町	1	9	5	0	4	0	6	6
直方市	6	67	42	2	45	9	22	10
宮若市	4	24	16	1	18	8	8	6
鞍手町	1	7	7	0	14	1	3	3
小竹町	1	5	5	0	5	1	1	0
計	34	269	173	6	160	41	98	78

### イ 地域医療・救急医療に関する業務

保健医療計画の策定や、救急医療体制の整備を行っています。

#### 【保健医療計画】

平成24年度に県の計画の見直しが行われ、平成25年度から5年間の計画が始まりました。

計画の趣旨に沿った医療体制の整備を図っていきます。

### 【救急医療体制の整備】

休日・夜間をはじめ、救急医療協力体制の整備・充実、救急医療及び救急蘇生法の普及啓発等、救急医療確保のために必要な事項を保健所運営協議会の救急医療部会において協議しています。

### 【救急医療啓発事業】

「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間」にあわせ、関係機関や関係団体の協力のもと、街頭キャンペーンやAED使用法の演習等を実施しています。

○飯塚地区救急の日のつどい

平成27年8月30日（日）イオン穂波店

○直方鞍手地域救急の日のつどい

平成27年9月6日（日）イオンモール直方チューリップコート

### 【地域医療構想調整会議】

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、医療・介護サービスの提供体制が不十分になると見込まれています。本県では医療法の改正を受け、急性期から回復期、慢性期や在宅医療まで、一人ひとりの患者の状態に応じた適切な医療を県内の各地域において効果的に、切れ目なく提供する体制を整備するため、平成27年度から「地域医療構想」の策定を進めています。

当所においても平成27年度から、2構想区域（飯塚区域、直方鞍手区域）で地域医療構想調整会議を開催し、現状の共有と課題の抽出、地域医療構想の達成に向けた施策の検討をしています。

## ウ 薬務に関する業務

薬局・医薬品販売業等の開設や、変更・休・廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに毒物劇物販売業の登録申請、変更等の届出の処理を行っています。

また、医薬品、毒劇物等の品質確保及び適正使用の推進を図るため、立入調査・監視指導を行っています。

薬物乱用防止普及啓発活動として、小・中・高校を対象に薬物乱用防止教育を開催するとともに、関係機関や団体と連携して、毎年、商業施設や健康展等において、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンを実施しています。

### 【薬務関係施設数及び監視件数】

（平成28年3月末現在）

	薬局	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	薬局医薬 品製造業	高度管理 医療機器 販売業	計
直方市	45	23	26	1	33	128
飯塚市	80	60	55	6	67	267
宮若市	13	8	13	0	7	41
嘉麻市	16	16	7	0	6	47
小竹町	3	1	1	0	1	6
鞍手町	4	3	6	0	3	16
桂川町	3	1	2	0	2	8
計	164	112	110	7	119	513
監視件数	56	31	26	5	45	163



**【薬物乱用防止啓発事業】**

○「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン

国連による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせ、県民一人ひとりの薬物乱用問題に対する意識を高めるため、市町村や薬剤師会、ボランティア団体等の協力を得て街頭キャンペーンを行っています。

・平成 27 年 6 月 28 日(日) イオンモール直方

○薬物乱用防止啓発ポスターの募集、薬物乱用防止教室への講師の派遣等を行っています。

**エ 統計に関する業務**

統計法に基づく人口動態統計調査、厚生行政基礎調査、その他衛生行政・公衆衛生の基礎となる各種衛生統計

**【管内人口】**

(平成 28 年 3 月末日現在:日本人住民)

	面積 (k m <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)
直方市	61.78	26,430	57,032
飯塚市	214.13	60,347	128,855
宮若市	139.99	12,877	28,542
嘉麻市	135.18	18,819	39,937
小竹町	14.18	3,832	7,937
鞍手町	35.58	7,474	16,460
桂川町	20.07	6,242	13,812
計	620.91	136,021	292,575

※住民基本台帳月報より

**【主な厚生統計調査】**

調査名	調査時期	
	毎月	25 日 (県) 翌月 5 日 (国)
人口動態調査	毎月	25 日 (県) 翌月 5 日 (国)
医療施設動態調査	毎月	10 日 (県) 20 日 (国)
病院報告	毎月	10 日 (県) 20 日 (国)
衛生行政報告例	毎年	5 月
	隔年	2 月
地域保健・健康増進事業報告	毎年	5 月末 (県) 6 月末 (国)
国民生活基礎調査	毎年	6 月、7 月
医師・歯科医師・薬剤師調査	2 年に 1 回	12 月 31 日
医療施設静態調査	3 年に 1 回	10 月 1 日
患者調査	3 年に 1 回	10 月下旬
受療行動調査	3 年に 1 回	10 月下旬
社会保障制度企画調査	3 年に 2 回	7 月
所得再分配調査	3 年に 1 回	7 月
社会保障・人口問題基本調査	毎年	7 月

## オ 所内外の調整に関する業務

### 【保健所運営協議会】

福岡県保健所運営協議会条例第1条に基づき、福岡県嘉穂・鞍手保健所運営協議会を設置しています。

本協議会は、所管区域内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効果的な政策の展開を行い、地域保健の推進を図ることを目的としています。

### 【健康危機管理体制の整備】

平常時には監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するとともに、管轄区域全体で健康危機管理を総合的に行う連携体制を構築するため、健康危機管理指針や連絡マニュアルを作成しています。

### 【地域保健関係者の研修、学生等の実習】

#### ○医療安全対策研修会

診療所及び助産所の管理者及び従業者を対象に、医療に係る安全対策に関する研修会を開催しています。

<平成27年度実績>

医療圏単位	期日	場所	参加者数
飯塚	平成28年1月12日 19:00～20:30	飯塚市中央公民館	111
直方鞍手	平成28年1月27日 19:00～20:30	ユメニティのおがた	69

#### ○学生等の実習受け入れ

保健・医療・福祉サービスを担う人材の養成機関として、学生等の実習受け入れを行っています。

<平成27年度実習受け入れ実績>

職種	学校名	人数
医師	九州大学医学部	2
保健師	福岡女学院看護大学	2
	国際医療福祉大学	2
	福岡県立大学	2
	西南女学院大学	3
管理栄養士	中村学園大学	5
	九州栄養福祉大学	2
	西南女学院大学	6
訪問看護師	福岡県看護協会	7
社会福祉主事	麻生医療福祉専門学校福岡校	7
合計		38

## カ 県民相談（総合相談）

県政に対する意見や要望、県民生活に関する相談等を受け付け、専門的な相談については専門機関や法律相談への紹介を行っています。（総合相談窓口）

## キ 人権・同和対策事業

### ○鞍手地区行政人権・同和対策推進協議会

行政機関が相互に連携を保ち、人権・同和問題の完全解決を図ることを目的として、毎年鞍手地区において開催しています。

### ○啓発研修

職員や医療関係者に対して、人権・同和に関する啓発研修を行っています。

<平成 27 年度実績>

実施日：平成 27 年 7 月 16・17・21・22・23 日 計 10 回開催

参加者数： ①職員： 5 5 6 名 ②医療関係者 4 6 名

## ク その他の業務

民生委員・児童委員、日本赤十字社、戦没者遺族・戦傷病者に対する援護等に関する業務を行っています。

# 健康増進課

## ◇健康増進係

次の業務を行っています。

### ア 健康増進及び栄養改善に関する業務

健康増進法に基づき、住民の健康保持増進を図るために、健康・栄養調査等の実施、専門的な栄養指導や特定給食施設に対する指導、県民の自主的健康づくりを支援するための環境整備に取り組んでいます。その他、食生活改善推進会等ボランティア組織の育成や調理師関係事務及び研修会等を実施しています。

#### 【個別指導】

(H27年度)

項目	専門栄養指導				外食・食品表示指導	禁煙・防煙分煙指導
	栄養相談	情報提供	給食施設指導	給食施設実態調査		
延数	785	0	122	259	26	0

#### 【集団指導】

(H27年度)

項目	専門栄養指導		食生活改善推進会指導	栄養成分表示研修	調理師研修会	健康運動指導	禁煙・防煙・分煙指導
	専門栄養教室	給食施設指導					
延数	128	91	299	322	34	316	32

### イ 保健業務

保険者による特定健康診査・特定保健指導と市町村による健康増進事業の各種健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施により、生活習慣病対策の推進を目指しています。

福岡県では、特定健診等とがん検診を同時に実施する総合健診の推進と生活習慣病重症化予防に向けての支援を行っています。がん検診については、働く世代をがんから守るがん検診推進事業を企業と連携し実施しています。

また、市町村や関係団体との事業の連携や各種会議等で、情報交換と情報共有を行い、効果的な保健事業等の推進に取り組んでいます。

### ウ 原爆被爆者援護業務

原爆被爆者の申請受付(健康手帳・原爆症認定・各種手当・福祉事業の助成等)や年2回の健康診断を医療機関に委託して実施しています。

#### 【原爆被爆者健康手帳所持者数等】

(平成28年3月末現在)

項目	健康手帳所持者	医療特別手当	健康管理手当	家族介護手当
件数	178	4	138	0

【定期健康診断受診状況】

(平成27年度)

項目	一般	がん	計
前期(5~6月)	64	50	114
後期(10~11月)	75	35	110

エ 指定難病対策業務

平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、56疾患であった対象疾患が306疾患になりました。医療費の一部公費負担によって患者及び対象家族の負担軽減を図っています。また、地域での療養生活を支援するために、在宅療養支援計画評価事業、難病相談事業、患者・家族交流会、家庭訪問等を実施しています。

【医療費受給者証交付状況】

【指定難病相談件数】

(平成27年度)

区分	新規	延交付数
件数	367	2,427

区分	来所相談	電話相談	訪問指導
件数	3,970	880	68

オ 小児慢性特定疾病対策業務

「児童福祉法の一部を改正する法律」が改正され、平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。新制度では、対象疾病がこれまでの514疾病から704疾病に拡大されました。また、患児を養育している親等を対象に、不安、悩みを軽減することを目的にピアカウンセリング事業を実施しています。

【医療費受給者証交付状況】

(平成27年度)

疾患群	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器	慢性 心疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天代 謝異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患
件数	37	8	5	10	53	6	9	6	9	3	8
慢性 消化器	染色体 症候群	皮膚 疾患	計								
8	0	2	164								

カ 歯科保健業務

歯科保健の水準の確保を図るため市町村職員及びその他歯科保健事業関係者を対象とする歯科保健研修会や、心身障害者(児)等の口腔健康管理の充実を目的とした特殊歯科検診等を実施しています。

また、成人期における歯周病を予防するため、事業所等にはたらきかける歯周疾患予防推進事業に取り組んでいます。

キ B・C型肝炎相談事業及び肝炎治療特別促進事業

肝炎相談やインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療助成事業を実施しています。

【肝炎相談及び検査状況】

【肝炎治療費助成状況】(平成27年度)

項目	相談	検査	計
件数	2,916	19	2,935

	計
申請件数	599

## ク 臓器移植に関する業務

善意の臓器提供意志が生かされるよう、意思表示カードを窓口に置き、啓発活動を実施しています。

## ケ 骨髄バンク登録推進事業

毎週火曜日にドナー登録の受付を実施しています

(平成27年度)

相談事業	登録件数	広報活動
3	3	管内市町に依頼

## コ 母子保健対策業務

安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、その家族を支援することが重要です。そのため、市町及び医療機関等関係機関との連携を図り、ハイリスク妊産婦に対する保健指導を行うとともに、心身の問題を抱える子どもに対して乳幼児発達診査等を実施し、子どもと母親の健康増進に努めています。また不妊に悩む方々への特定治療支援事業や女性の健康相談を実施しています。

### 【乳幼児発達診査事業】

(平成27年度)

回数	実人員	延人員
14	30	68

### 【不妊治療等支援事業】

(平成27年度)

不妊治療費助成	不妊相談	
申請件数	面接相談	電話相談
226	232	261

### 【女性の健康相談（不妊専門相談センター含む）】

(平成27年度)

開催回数	面接相談件数
9	13

### 【家庭訪問件数】

(平成27年度)

妊産婦等		未熟児		乳幼児（未熟児除く）	
実	延	実	延	実	延
4	5	2	2	4	7

## サ 地域在宅医療推進業務

地域在宅医療支援センターを設置し、地域における緩和ケアを希望する患者及び家族等の相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安解消を図るとともに、在宅緩和ケアの普及啓発を行っています。また、医療機関等関係機関相互の連携を図るため、地域在宅医療推進協議会を開催し、在宅医療の体制整備について検討しています。

(平成27年度)

	地域在宅医療支援センター	
相談件数	実件数	延件数
	16件	51件

## ◇精神保健係

次の業務を行っています。

地域における精神保健福祉行政の中心的な実施機関として、精神保健福祉活動の中心となり、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会と緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ると共に、地域住民の精神的健康の保持向上を図る為の諸活動を行っています。

### ア 適正な医療の確保に関する業務

#### (1) 措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請・通報等の受理から入院の決定までの事務、及び措置入院や医療保護入院の届出、定期病状報告等の受理・進達業務を行っています。

また、管内精神科病院からの病院月報を取りまとめ、毎月県庁主務課に提出しています。

(平成28年3月31日現在)

措置入院	医療保護入院	任意入院	計	管内精神科病床数
3人	411人	955人	1,369人	1,659床

#### (2) 精神科救急医療システムに係る筑豊ブロック関係機関連携会議

精神科救急医療システムは、夜間及び休日において精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行なうことを目的に、情報センターの整備や当番病院の確保等を行っています。

システムの円滑な運営を図ることを目的として、筑豊ブロック関係機関連携会議を実施し、地域レベルでの連携強化を図っています。

#### (3) 精神科病院実地指導、措置診察患者等現地診察

管内の精神科病院8か所に対し、精神保健福祉法、関係の政省令、要綱等に照らして適切な医療及び患者への処遇の適正化を確保するために、実地指導を行っています。同時に、措置入院患者、医療保護入院患者等に対して、精神保健指定医による診察を行い、入院形態が適切か否かについて判定しています。

#### (4) 精神障害者の診療及び保護の申請・通報状況

(平成27年度)

区分	申請・通報の件数	措置診察不要のもの	措置診察を受けたもの	
			措置該当	措置非該当
22条	0	0	0	0
23条	18	4	8	6
24条	6	2	2	2
26条	33	33	0	0
計	57	39	10	8

※22条：一般人の申請 23条：警察官の通報 24条：検察官の通報 26条：矯正施設の長の通報

## イ 心の健康づくり促進事業

### (1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

予約制で精神科の専門医による個別相談を本庁舎及び分庁舎で定例的に実施します。保健師による相談は、随時、来所・電話及び家庭訪問等で受け付けています。

また、関係機関の関係者と連携し、処遇困難事例への対応や、対象者へのより良い支援を行うため、ケース会議を随時実施しています。平成27年度は18人の対象者について、延べ41回実施しました。

【相談・訪問件数】

(平成27年度)

項目	来所相談		電話相談	家庭訪問	合計
	定例	定例外			
件数	27	134	1,606	301	2,068

### (2) ひきこもり相談会

社会的ひきこもり当事者や家族、支援者を対象に、精神分析家と回復過程にある当事者が相談者となり、ひきこもりについての理解を深め、回復へのイメージを形成しながら、共感や気づきを得ることを目的に実施しています。

平成27年度は、5回実施し、相談件数は12件でした。

### (3) 薬物・アルコール予防教室・アルコール講演会

管内市町及び地域の関係団体からの要請に基づき必要に応じて実施しています。

平成27年度は、筑豊地域のアディクションに関する自助グループや関係機関と連携し、第3回筑豊アディクションフォーラムを実施しました。

### (4) 保健所運営協議会精神保健福祉部会

管内の精神保健及び精神障害者の福祉に関し、市町、関係機関、団体との密接な連携協調のもとに、地域住民に対し、より効果的な精神保健福祉事業を実施することを目的として開催している。

### (5) 地域普及啓発事業

精神保健に関する知識の普及を行うことにより地域住民の「心の健康づくり」の推進を図ること、また、地域社会における精神障害者に対する偏見をなくし、精神障害者の社会復帰、社会参加を促進することを目的に講演会を開催しています。

### (6) 統合失調症家族教室

患者、家族にとってよりよい環境づくりのきっかけとすることを目標として、統合失調症の病気や対応について理解を深め、また他の家族と気持ちを共有できる機会として開催しています。

平成27年度は2回シリーズで実施し、延べ42人の参加でした。



## ウ 障害者の明るくらし促進事業

### (1) 精神障害者家族会支援

#### 【いずみ会（嘉飯山地区精神障害者家族会）支援】

家族会の支援として、統合失調症家族教室のほか、定期的な例会に職員が参加しています。また、相談の来所者や訪問対象者には、家族会を紹介しています。

#### 【なおみの会（直方鞍手地区精神障害者家族会）支援】

なおみの会が各町に出向き実施した巡回家族教室において、当所保健師も参加して、精神障害の理解や接し方などについて講話または助言を行いました。

なお、なおみの会が運営している障害福祉サービスについては、指導員からの相談を受け、情報の共有や個別支援についての検討を行っています。

### (2) 地域活動支援センター等の支援

管内の就労継続支援事業及び地域活動支援センターの円滑な活動のために、「地域活動支援センターミーティング」等において情報交換等側面的支援を行っています。

### (3) 精神障害者地域生活支援事業

自立支援関係機関会議を設置し、条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行や地域で生活する精神障害者の支援について協議、検討しています。

### (4) 地域ネットワーク支援

精神障害者に対する偏見をなくすための地域社会への啓発や社会参加を促進する等を目的に、管内の精神病院によって直方鞍手地域精神保健福祉研究会「ふれあい・HAND」が設置され講演会活動を年2回開催しています。

現在、当所は事務局として活動を支援しています。

### (5) 精神障害者社会適応訓練事業（職親制度）

現在、管内の職親は16か所あり、精神障害者の社会復帰を促進するため、通常の雇用契約による就職が困難で寛解又は症状安定している者に対して、事業者（職親）に委託し社会適応訓練を行っています。

## エ 自殺予防対策事業

全国の自殺者はここ数年減少傾向にあるものの、未だ25,000人近くの高水準（警察統計による）で推移し、本県でも年間1,000人近くの方が自殺しているという深刻な状況となっています。このようなことから、自殺予防のための見守りの核となる人材（ゲートキーパー）の養成や地域自殺予防企業セミナー、自殺未遂者等支援者研修会を実施し地域の自殺対策事業を強化しています。

また、悩みを抱える人やうつ病を早期発見するため相談窓口の啓発、地域での自殺対策の協議等を関係者で行っています。

## オ その他

筑豊ブロック地域精神医療研究会（PNC）

筑豊ブロック精神病院協会加盟病院及び保健所の職員を会員として、地域精神医療の創造、発展のために会員相互の研鑽、相互理解、交流を目的とし 研究会活動

を行っています。昭和54年に発足した本会は、平成27年度末までに181回の研究会を実施しています。

# 保健衛生課

## ◇食品衛生係

食品衛生法、福岡県食品取扱条例等に基づき、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全性の確保を図るために、食品営業許可、監視指導、収去検査及び衛生教育等の業務を行っている。

### (1)営業許可

食品衛生法に基づく34業種及び福岡県食品取扱条例に基づく5業種に対して新規及び更新の許可業務を行っている。

### (2)監視指導等

県の年間監視指導計画に基づき、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導及び食品等を収去して検査を行っている。

## ア 食品営業許可施設数

〔市町村別許可を要する施設数〕

平成28年3月31日現在

業種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	合計
食品衛生法第51条関係営業許可								
飲食店営業	1,545	294	608	231	91	113	26	2908
喫茶店営業	17	3	20	2	1	0	0	43
乳類販売業	203	66	81	62	17	23	11	463
食肉販売業	173	58	64	43	17	23	6	384
魚介類販売業	158	39	67	36	11	18	8	337
氷雪販売業	5	2	1	0	0	0	0	8
菓子製造業	162	49	67	45	10	14	4	351
あん類製造業	3	0	0	0	0	0	0	3
アイスクリーム類製造業	7	2	2	0	0	0	0	11
乳製品製造業	2	1	0	0	0	0	0	3
食肉製品製造業	1	1	1	1	2	0	0	6
魚肉ねり製品製造業	1	0	1	1	0	0	0	3
清涼飲料水製造業	13	5	1	3	0	0	0	21
氷雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業	5	1	0	0	2	0	0	8
みそ製造業	9	7	0	4	2	0	0	22
しょうゆ製造業	6	1	2	2	0	0	0	11

業 種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	合計
ソース製造業	5	1	1	0	0	0	0	7
酒類製造業	2	3	0	0	0	0	0	5
豆腐製造業	10	2	3	3	3	0	0	21
めん類製造業	12	3	1	2	1	1	0	20
そうざい製造業	49	18	16	24	3	11	1	122
かん詰びん詰食品製造業	5	2	2	3	0	0	0	12
添加物製造業	3	0	0	0	0	0	0	3
食肉処理業	13	2	8	3	2	6	0	34
魚介類せり売営業	1	0	0	0	0	0	0	1
食品の冷凍又は冷蔵業	15	0	5	4	1	2	0	27
乳処理業	1	1	0	0	0	0	0	2
特別牛乳さく取処理業	0	1	0	0	0	0	0	1
小計	2,426	562	952	469	163	211	56	4,839
福岡県食品取扱条例								
ところてん製造業	6	1	2	1	1	0	0	11
おきうと製造業	2	1	0	0	0	0	0	3
食品販売業	262	87	121	76	17	34	13	610
食品の行商	1	0	0	0	0	0	0	1
魚介類行商	0	0	1	0	0	1	0	2
小計	271	89	124	77	18	35	13	627
合計	2,697	651	1,076	546	181	246	69	5,466

(該当施設がない業種は省略)

#### イ 新規及び更新許可件数 [平成 27 年度]

区分	食品衛生法関係			福岡県条例関係		合計
	新規	更新	臨時	新規	更新	
件数	476	651	738	47	81	1,993

ウ 集団給食施設数

平成 28 年 3 月 31 日現在

学校	病院・診療所	その他(保育園・各種施設等)	計
56	34	168	258

エ 監視指導等実施施設数 [平成 27 年度]

法の許可営業施設	集団給食施設	その他の営業施設
2,266	123	1,262

オ 食品収去検査 [平成 27 年度]

食品分類	検体数	違反・不適検体数	
		法 ※1	県 ※2
そうざい	75	0	8
弁当類	37	0	6
魚介類及びその加工品	19	0	5
肉・卵類及びその加工品	14	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0
野菜類及びその加工品	27	2	0
菓子類	26	4	1
計	198	6	21

※ 1 : 食品表示基準違反

※ 2 : 県指導基準不適合

カ 食中毒発生状況及び食品関連苦情

平成 27 年の福岡県における食中毒の発生件数は 42 件、患者数 971 人であった。  
当所管内での発生状況は件数 1 件、患者数 12 人であった。(原因: ノロウイルス)

[食品関連苦情件数]

区分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	衛生管理	その他	合計
件数	23	42	9	15	18	107

(3) 自主管理体制の強化と衛生教育

食品衛生知識の普及向上を図るため、営業者に対し食品衛生責任者養成講習会、食中毒予防講習会及び必要に応じ衛生管理に係る講習会を開催している。

また、消費者に対しては食品の安全性に関する正しい知識を伝えるためリスクコミュニケーションや各種衛生講習会を実施している。

区分	食品衛生責任者 養成講習会	食中毒予防 講習会	リスクコミュ ニケーション	その他の 衛生講習会	合計
実施回数	4	9	3	17	33
参加人数	322	700	173	414	1,609

◇生活衛生係

ア 動物関係業務

(1) 狂犬病予防業務

「狂犬病予防法」に基づく狂犬病予防集団注射や野犬の捕獲を実施しています。

また、近年、犬の放し飼いや不適正な飼い方に関する苦情等が多発しており、これらの予防対策として、巡回指導の実施、街頭啓発活動等を行っています。

【畜犬登録及び狂犬病予防業務】

平成 28 年 3 月 31 日現在

市 町	畜犬登録数	狂犬病予防 注射頭数	捕獲犬数	返還犬数	被咬傷者数	咬傷犬数
直方市	2,789	1,650	6	1	3	3
飯塚市	6,720	3,438	24	8	3	3
宮若市	1,845	1,306	2	0	2	2
嘉麻市	1,894	1,289	14	5	3	3
小竹町	434	299	6	0	0	0
鞍手町	1,143	642	0	0	0	0
桂川町	943	496	4	2	1	1
計	15,701	9,120	56	16	12	12

(2) 動物愛護管理業務

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業者の監視指導や飼えなくなった犬や猫の引取り及び負傷動物の収容業務を実施しています。

また、多発している動物の鳴き声、臭い等に関する苦情に対し、関係市町と協力し、飼い主に対する指導や助言を行っています。

【動物愛護管理業務】

平成 28 年 3 月 31 日現在

市 町	引取犬		引取猫		負傷動物		動物取扱業登録数
	成犬	子犬	成猫	子猫	犬	猫	
直方市	13	12	3	11	3	4	33
飯塚市	35	7	5	92	8	17	84
宮若市	11	6	2	8	1	3	10
嘉麻市	24	0	0	44	4	6	11
小竹町	11	12	2	4	2	0	3
鞍手町	1	0	0	6	0	0	6
桂川町	5	1	2	16	1	1	5
計	100	38	14	181	19	31	152

**【苦情内容】**

項目	捕獲 依頼	放し 飼い	迷い 込み	農作物 被害	負傷 動物	悪臭 鳴き声	行方 不明	フンの 放置	その他	合計
件数	53	49	20	1	31	16	286	20	27	582

**イ 生活衛生関係業務**

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館及び興行場の生活衛生営業施設並びに特定建築物や遊泳用プール等の施設に対し、各々の関係法令等に基づき、営業の許可及び届出の受理並びに監視指導業務を行っています。

**【環境衛生関係施設数】**

平成 28 年 3 月 31 日現在

区 分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅 館	特定 建築物	遊泳用 プール	火葬場
		普 通	その他			洗 濯	取次所				
直方市	9	0	4	67	125	10	68	12	11	3	1
飯塚市	9	1	31	173	314	29	126	40	40	10	2
宮若市	0	0	9	35	46	3	39	20	8	1	1
嘉麻市	1	0	7	58	82	12	48	6	3	4	1
小竹町	0	0	1	8	15	0	15	0	2	0	0
鞍手町	0	0	2	22	34	4	18	5	2	2	1
桂川町	0	0	2	20	34	4	6	2	3	0	0
計	19	1	56	383	650	62	320	85	69	20	6

**ウ 水道関係業務**

「水道法」に基づき、認可、届出の受理及び監視指導を行っています。

また、「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」に基づき、飲用井戸に係る指導や助言を行っています。

なお、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」により、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が保健所設置市を除く市に移譲されています。

**【水道関係施設数】**

平成 28 年 3 月 31 日現在

区 分	専用水道	簡易専用水道	合計
小竹町	0	13	13
鞍手町	0	16	16
桂川町	0	10	10
計	0	39	39

## ◇感染症係

### ア 結核対策事業

結核患者数（人口対10万人罹患率）は、医学の進歩や適切な予防対策の普及により減少傾向にあります。しかし、国内においては、年間約2万人の患者が発生しており、我が国最大の慢性感染症であるとともに、高齢化により合併症を伴った結核患者への医療提供、多剤耐性結核菌の発生及び罹患率減少の鈍化などの問題があります。

当所管内における結核の罹患率は、全国や福岡県の中でも高い傾向にあります。そのため、健康診断を確実に実施し、結核患者や感染者の早期発見・二次感染防止に努めるとともに、結核患者が確実に服薬するよう支援を行う必要があります。

#### (1) 年次別結核発生状況

区 分	年	人 口	新規登録者		結核登録者		
		(各年10月1日現在)	登録者数	罹患率	登録者数	登録率	
全 国	24	127,515,000	21,283	16.7	52,173	40.9	
	25	127,298,000	20,495	16.1	49,814	39.1	
	26	127,083,000	19,615	15.4	47,845	37.6	
福 岡 県	24	5,085,368	849	16.7	2,114	41.6	
	25	5,090,712	816	16.0	2027	39.8	
	26	5,092,513	774	15.2	1931	37.9	
嘉穂・鞍手地区	24	296,677	53	17.9	122	41.1	
	25	294,413	44	14.9	119	40.4	
	26	292,211	53	18.1	100	34.2	
	直方市	24	57,361	13	22.7	21	36.6
		25	56,947	14	24.6	28	49.2
		26	56,718	17	30.0	30	52.9
	飯塚市	24	130,631	17	13.0	52	39.8
		25	130,157	12	9.2	47	36.1
		26	129,733	20	15.4	32	24.7
	宮若市	24	29,172	5	17.1	14	48.0
		25	28,872	8	27.7	15	52.0
		26	28,362	6	21.2	13	45.8
	嘉麻市	24	40,909	12	29.3	20	48.9
		25	40,198	3	7.5	13	32.3
		26	39,529	6	15.2	12	30.4
小竹町	24	8,299	4	48.2	4	48.2	
	25	8,114	2	24.6	5	61.6	
	26	7,959	0	0.0	5	62.8	
鞍手町	24	16,615	1	6.0	5	30.1	
	25	16,475	5	30.3	7	42.5	
	26	16,366	2	12.2	5	30.6	
桂川町	24	13,690	1	7.3	6	43.8	
	25	13,650	0	0.0	4	29.3	
	26	13,544	2	14.8	3	22.2	

罹患率＝新登録患者数／人口×10万人 ※ 登録率＝結核登録者数／人口×10万人



(2) 結核医療

「感染症の診査に関する協議会（結核の診査に関する専門部会）」を月2回開催し、結核医療公費負担申請に係る事務等を行っています。

(平成27年度)

種別		法18条 (就業制限)	法20条新規 (入院勧告)	法20条延長 (入院勧告)	法37条の2 (結核患者の医療)
諮問件数		32	30	66	84
結	承認	32	30	66	84
	不承認	0	0	0	0
果	保留	0	0	0	0

(3) 管理検診及び接触者健康診断実施状況

結核患者として登録された者のうち、病状不明者等については、管理検診や医療機関への定期病状調査を実施しています。また、患者の家族等のうち必要な者については、健康診断を実施しています。

(平成27年度)

区分	管理検診	接触者健康診断	
		患者家族	接触者
実施者数	57	110	224

(4) 結核患者訪問 (平成27年度)

区分	訪問件数
患者・家族等	290

(5) 結核対策特別促進事業

① 結核患者服薬支援事業 (DOTS)

結核患者を完全治癒に導き、以って結核のまん延の防止や多剤耐性結核の発生の防止を目的として、医療機関等と連携を図り確実な服薬支援(※)を行っています。

※ 治療開始当初に服薬支援の体制づくりを行い、家庭訪問や電話により継続して服薬支援を実施。

② 一般普及啓発事業

結核に対する意識の向上や結核の早期発見を目指し、施設職員や地域住民等に対して、結核に関する講話を実施しています。

## イ 感染症対策事業

感染症法に基づき感染症の発生予防やまん延防止のため、以下の対応や各種事業を行っています。

(1) 感染症発生時対応

感染症発生届を受理した場合、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施しています。

年次別感染症発生状況（人）

区分	一類	二類	三類	四類	五類
25年	0	0	細菌性赤痢(1) 腸管出血性 大腸菌感染症(2)	レジオネラ症(2)	アメーバ赤痢(1) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(1) 後天性免疫不全症候群(4) 侵襲性肺炎球菌感染症(6) 梅毒(2) 風しん(6)
26年	0	0	腸管出血性 大腸菌感染症(9)	A型肝炎(4) 日本紅斑熱(1) レジオネラ症(1)	アメーバー赤痢(3) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症(2) 後天性免疫不全症候群(2) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(3) 侵襲性髄膜炎菌感染症(1) 侵襲性肺炎球菌感染症(8) 水痘(入院例に限る)(1) 梅毒(3) 風しん(1)
27年	0	0	腸管出血性 大腸菌感染症(6)	重症熱性血小板減少症候群(1) つつが虫病(1) レジオネラ症(2)	アメーバー赤痢(2) ウイルス性肝炎(1) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症(7) 後天性免疫不全症候群(3) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(2) 侵襲性肺炎球菌感染症(14) 水痘(入院例に限る)(1) 梅毒(2) 播種性クリプトコックス症(1) バンコマイシン耐性腸球菌感染症(4)

※NESID 集計 保健所受理日（二類は結核除く）

(2) 感染症予防啓発事業

① 実地指導及び病院立入

施設や病院の感染症対策実施状況の確認と指導を行っています。

(平成27年度)

施設	実施時期	実施件数
介護老人保健施設	10月～12月	13件
病院	11月～2月	10件

② 研修会

施設内感染の発生防止及びまん延防止を図ることを目的に研修会を行っています。

(平成27年度)

施設	実施時期	対象者・受講者数	内容
保育所・幼稚園等	11月	45名	感染症対策

③ 出前講座等

施設等の要望により、各施設の実情に応じた感染症対策の研修会を行っています。  
(平成27年度)

実施回数	2回
対 象	地域住民、医療機関職員
参加者数	48名

④ 風しん抗体検査について

平成25年は首都圏・関西圏を中心に全国的に風しんが流行し、本県の風しんの発生は過去5年間で最も多い数となりました。

そのため、平成25年8月から県内保健福祉環境事務所において、妊娠を希望する女性若しくは風しん抗体価が少ない妊婦のパートナーを対象に風しん抗体検査（無料）を実施しています。また、平成26年7月から、県内の契約医療機関での風しん抗体検査（無料）も行っています。

(平成27年度)

	検査実施回数	検査受検者数
飯塚本庁舎	12	17

⑤ 各種感染症の情報提供

インフルエンザ、感染性胃腸炎等各種感染症の情報について、注意喚起を目的に、適宜、市町及び医療機関等に情報提供を行っています。

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生届を受領した場合、感染症発生動向調査システムに届出内容の入力を行い、福岡県保健環境研究所において収集・分析を行っています。

また、必要に応じ、医療機関から受領した検体を福岡県保健環境研究所において分析し、病原体の分離等の検査情報を医療関係者等に提供しています。

(4) 特定感染症（エイズ及び性感染症）予防事業

国内では、平成16年以降、HIV感染者・エイズ患者の年間報告数は1,000件を超えており、患者・感染者は増加傾向にあります。

当所は、感染予防等の情報提供を行うとともに感染者の早期発見・早期治療を目的にHIV（エイズ）と性感染症の相談及び無料検査を実施しています。

【HIV予防普及啓発事業】

① HIV検査普及週間（平成27年6月1日～6月7日）に伴う啓発

- ・臨時相談検査実施(平成27年6月2日 16:00～19:00)
- ・市町、学校、公共施設等への啓発ポスター等の掲示

② 世界エイズデー（平成27年12月1日）に伴う啓発

- ・臨時相談検査実施(平成27年11月29日 9:00～12:00)
- ・市町、学校、公共施設等への啓発ポスター等掲示
- ・当所ホームページでの啓発

特定感染症相談・血液検査件数

区 分	H I V		性感染症			
	相談件数	検査件数	相談件数	検査件数		
				梅毒	クラミジア	淋菌
平成25年度	157	118	91	84	78	78
平成26年度	104	91	80	73	66	66
平成27年度	111	108	101	93	89	89

(5) 予防接種事業

予防接種法に基づき、管内市町等への情報提供、調査、相談等を行い、定期予防接種の適切な実施の推進に努めています。

(6) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生初期は、新型インフルエンザの患者を振り分けることにより、一般医療機関での感染の機会を減少し、封じ込めを図ることを目的として「新型インフルエンザ帰国者・接触者外来」を設置することになっています。当所管内では嘉穂と鞍手地区の医療機関に2ヶ所設置予定です。

平成27年度は、管内で新型インフルエンザ疑い患者が発生した場合を想定し、帰国者・接触者外来設置予定の医療機関で実地訓練を行いました。

# 地域環境課

次の業務を行っています。

## ア 地域環境協議会関連業務及び環境啓発業務

保健福祉環境事務所を拠点とし、市町村や事業者、NPO団体、住民による協働意識の醸成を図るために筑豊地区地域環境協議会を設置しています。

また、県政出前講座や講習会、セミナー等による環境啓発を行っています。

### (1) 地球温暖化防止対策事業

市町村及び福岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携を図り、環境啓発イベントを実施し、省エネ、節電等の推進を行っています。

### (2) 3Rの推進

市町村と連携し、一般廃棄物を多量に排出する事業所を必要に応じて巡回し、助言等を行いながら、排出量の削減に向けた取り組みを実施しています。

### (3) 生物多様性保全事業

自然環境保全活動の創出や生物多様性の認知度向上、環境教育の強化を目的とした事業を行っています。

区分	事業		
	項目	内容	開催日
地球温暖化防止	夏休み省エネチャレンジ	エコライフに関する取組を記録する「エコチェックシート」を活用し、小学生を対象とした啓発事業	平成27年7月～9月
	打ち水大作戦	管内20機関22会場で一斉に「打ち水」を実施し、省エネ行動の呼びかけを行う	平成27年8月7日
3R	廃棄物減量化推進事業	啓発用チラシの作成	平成27年4月～
自然共生	生きものにぎわいの森 In 英彦山	レンゲツツジ保全活動として、ボランティア参加型の環境整備活動（シカ防除ネット設置）を実施	平成27年6月9日、 6月14日
		シカの食害が深刻な林野内にシカ防護ネットを設置したモデル区域周辺の整備作業や植生調査を行うとともに、自然観察会を実施	平成27年8月23日
	水辺学習会	飯塚県土整備事務所と合同で、管内小学校を対象に水生生物調査を行った。	平成27年9月17日
	遠賀川まるごと探検隊	国及び県の行政機関、環境保全や地域振興活動を行っている団体等と協働し、地域住民を対象とした河川学習会を行った。	平成28年3月20日
共通	環境教育セミナー発表会	環境保全団体や行政職員を対象に、活動報告会を開催	平成28年2月27日
	イベントによる啓発	不法投棄撲滅キャンペーン・省エネ・節電街頭啓発	平成27年6月23日
		「トヨタスプリングフェスタ2015」(主催:トヨタ自動車九州㈱)	平成27年4月5日
		「街なかオアシス」(主催:飯塚市)へのブース出展	平成27年8月28日
		「小竹町民まつり2015」(主催:小竹町)へのブース出展	平成27年11月5日
		「エコスタいいづか」(主催:飯塚市)へのブース出展	平成28年2月13日
	出前講座	田川高等技術専門学校(地球温暖化防止について)	平成27年9月16日
香春町立中津原小学校(地球温暖化防止について)		平成27年11月17日	

## イ 浄化槽関係業務

建築基準法・浄化槽法に基づく浄化槽設置届の受理、設置後の維持管理等の指導及び浄化槽保守点検業者の知事登録等を行っています。

(平成27年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町
設置届件数	157	331	186	86	115	18	19	40
浄化槽設置基数	3,973	9,531	6,678	2,947	3,759	716	706	1,407
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
設置届件数	42	29	21	42	16	15	66	1,183
浄化槽設置基数	1,956	1,169	848	1,295	561	373	2,061	37,980

## ウ 温泉業務

温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく温泉の採取や利用等の手続き、指導業務を行っています。

(平成28年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	
源泉数	2	14	3	10	2	0	3	0	
利用目的	浴用	0	7	2	14	2	0	1	0
	飲用	0	2	0	2	0	0	2	0
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計	
源泉数	1	4	1	0	3	1	5	49	
利用目的	浴用	1	3	1	0	2	2	4	39
	飲用	1	0	0	0	0	0	0	7

## エ 自然公園業務

自然公園法や福岡県立自然公園条例に基づき開発等の許可や届出、指導業務を行っています。

また、管内には北九州国定公園、耶馬日田英彦山国定公園、筑豊県立自然公園、太宰府県立自然公園、筑後川県立自然公園があります。

(平成28年3月31日現在)

名称	面積(ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日	
		特別保護地区	特別地域	普通地域		
耶馬日田英彦山国定公園	8,269	322	6,912	1,035	昭和25年7月29日	
管内 添田町	2,692	322	2,370	—		
北九州国定公園	8,107	320	7,787	—	昭和47年10月16日	
管内 直方市	813	—	813	—		
管内 福智町	326	—	326	—		
太宰府県立自然公園	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日	
管内 飯塚市	3,683	—	254	3,429		
管内 宮若市	3,370	—	114	3,256		
筑豊県立自然公園	8,550	—	79	8,471	昭和25年5月13日	
管内	直方市	474	—	—		474
	田川市	264	—	—		264
	香春町	1,571	—	24		1,547
	福智町	451	—	1		450
管内 赤村	934	—	54	880		
筑後川県立自然公園	14,690	—	2,149	12,541	昭和25年5月13日	
管内 嘉麻市	1,682	—	76	1,606		

## オ 鳥獣保護業務

野生鳥獣の保護を図るため、傷病動物の保護・キジの放鳥及び実のなる木の配布等の事業を行っています。

(平成 27 年度)

名称	所在地	保護受入件数
アミノ動物病院(福岡野生動物保護センター)	直方市大字畑 300-6	78

# 環境指導課

## ア 廃棄物関係業務

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区別され、それぞれ処理する者が異なります。産業廃棄物は、事業者責任のもと、排出事業者や産業廃棄物処理業者が処理を行っています。日常生活から排出されるごみやし尿等の一般廃棄物については、市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従い市町村が処理しています。

廃棄物については、それらの発生抑制や再生利用の促進など循環型社会構築を推進するため、現在まで廃棄物の種類に応じた様々なリサイクル法が制定されています。びんや缶、ペットボトル、トレー等の容器包装については「容器包装リサイクル法（平成9年4月施行）」により、エアコンやテレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機の家電製品については「家電リサイクル法（平成13年4月施行）」により、家庭系パソコンについては「資源有効利用促進法（平成15年10月施行）」によりリサイクルが推進されています。また、廃自動車についても「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成15年1月施行）」により、適正な引き取り及び引き渡し並びに再資源化が推進されています。これらのリサイクル等の進展により産業廃棄物の発生量は、年々減少しています。さらに、平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行され、携帯電話等小型家電廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図っています。

当課では、環境衛生指導員及び警察官 OB の廃棄物不法投棄等対策専門員が廃棄物の不適正処理防止のため指導等のパトロールを行っています。また、産業廃棄物処理業者を対象とした処理業者講習会の開催や警察と連携して、鞍手地区、嘉穂地区及び田川地区の3か所での、産業廃棄物運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施しています。

廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に対しては、保健福祉環境事務所や警察署、市町村等を構成メンバーとして設置した「直鞍地区、嘉穂地区及び田川地区の各不適正処理防止連絡協議会」を毎年開催し、廃棄物の不適正処理事案等に係る協議及び情報交換を行うことにより、迅速かつ適切な対応に努めています。

また、夜間及び休日については、管内の巡回及び要監視事業場の監視を民間警備会社に委託して実施し、不適正処理の早期発見と関係機関への情報提供を行っています。

### 廃棄物処理関係許可状況

(平成28年3月31日現在)

産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					一般廃棄物			他		
処理施設		処理業			処理施設		処理業			自治体・一部事務組合設置処理施設			民間設置施設	再生事業者登録	
中間処理	最終処分		収集運搬業	処分業		中間処理	最終処分	収集運搬業	処分業		し尿処理施設	ごみ処理施設			埋立処分地
	安定型	管理型		中間	最終				中間	最終					
48	6	2	480	68	11	3	1	48	5	1	22	15	7	9	8



## 自動車リサイクル法関係登録・許可状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

引取業者数 (登録事業所)	フロン回収業者数 (登録事業所)	解体業者数 (許可)	破砕業者数 (許可)
174	77	22	4

### イ 公害対策

水質汚濁防止法や大気汚染防止法、県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、特定事業場に対する立ち入りを実施し、排出水の採水や燃料の抜き取りを行う等の調査を実施し、排出基準の遵守状況の把握に努めています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設からの排水に係る検査状況は下記のとおりです。

また、大気汚染に関して常時監視を行っており、光化学オキシダントに関しては、一定濃度以上になったら注意報を発令し、関係機関へ注意を呼び掛けています。また、平成 25 年 3 月から微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関しては、必要に応じて注意喚起を行うようにしています。

公共用水域の水質については、遠賀川水系 6 か所及び補助点 2 か所で、毎月採水し常時監視を行っています。また、地下水については、「水質汚濁に係る環境基準 (平成 9 年 3 月 13 日告示)」に規定された項目等について、調査を実施しています。

### 公害関係事業場数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業場区分	対象事業場数
大気汚染防止法	349
福岡県公害防止条例	101
水質汚濁防止法	979
ダイオキシン類特措法	33
計	1,462

### 特定事業場排水検査状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

年度	検体数	適	不適
H25	100	89	11
H26	108	100	8
H27	100	90	10

### 公害・廃棄物関係苦情処理状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不適正処理 廃棄物の	その他	計
25 年度	9	56	0	0	0	0	5	64	6	140
26 年度	9	29	1	0	0	0	9	51	4	103
27 年度	6	28	0	3	0	0	10	114	0	161

# 社会福祉課

## ◇児童家庭係

次の業務を行っています。

### ア 保育所関連事務

認可保育所については、設置認可申請書及び施設変更届等の受付等を行っています。

認可外保育施設は管内に届出対象施設は7カ所、届出対象外施設は8カ所あり、施設の開設希望者への指導監督基準の説明・指導、運営状況報告書の受理を行っています。

#### 【保育所設置状況】

(平成28. 4. 1現在)

区分 市町名	認可保育所数(上段)・定員(中段)・入所者数(下段)				届出保育施設等数	
	公立	公設民営	私立	計	届出対象	届出対象外
直方市	0	2	12	14	2	1
	0	210	1,270	1,480		
	0	201	1,188	1,389		
飯塚市	4	0	22	26	5	3
	560	0	2,270	2,830		
	496	0	2,187	2,683		
宮若市	1	0	3	4	0	2
	80	0	360	440		
	117	0	382	499		
嘉麻市	5	0	8	13	0	0
	560	0	590	1,150		
	446	0	615	1,061		
小竹町	1	0	0	1	0	0
	114	0	0	114		
	108	0	19	127		
鞍手町	3	0	2	5	0	2
	240	0	170	410		
	124	0	200	324		
桂川町	2	0	1	3	0	0
	230	0	120	350		
	234	0	138	372		
計	16	2	48	66	7	8
	1,784	210	4,780	6,774		
	1,525	201	4,729	6,455		

## イ 助産施設への入所事務

健康管理上必要であるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受ける事が出来ない町在住の妊産婦が、指定の助産施設（医療機関・助産院）に入所する場合の手続きを行っています。

## ウ 母子生活支援施設への入所事務

生活上の問題をかかえ子どもの養育が十分できていない母子世帯について、母子生活支援施設への保護を実施し、自立の促進を図っています。

## エ 児童扶養手当法に基づく遺棄証明

父または母と生計を同じくしていない子供を育成している家庭が児童扶養手当の申請を行う時に、添付書類として遺棄の証明が必要な場合において、証明書を発行しています。

## オ 「家庭児童相談室」（児童養育等）業務

子どもの心と体の発達や育児に関する問題について、家庭児童相談員が電話や来所による相談を受け、必要に応じ家庭訪問等による支援を行っています。

【平成27年度 家庭児童相談件数】

対 応 延 件 数												
区分 (延 件数)	性格	知能	学校・生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	合計
	習慣	.	人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
	生活	言語										
		9	1	0	196	0	0	212	34	317	25	1

## カ 母子、父子及び寡婦世帯に対する相談業務

世帯が抱えている様々な問題や悩み事について相談に応じ、問題解決に向けた支援を行っています。

【平成27年度 母子・父子・寡婦相談の件数】

区分 (延 件数)	生活一般								児童					経済的支援・生活援護							その他					合計				
	住宅	医療・健康	家庭紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	小計	養育	教育	非行	就職	その他	小計	母子・父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	小計	売店設置	たばこ販売		母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設	小計
	31	28	102	121	0	5	2	2	291	21	23	1	0	2	47	1,770	8	2	4	10	4	4	1,802	0	0	1	0	13	14	2,154

## キ 母子父子寡婦福祉資金貸付、償還管理業務

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長と扶養している子どもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、生活状況に応じた償還指導を行っています。

【平成27年度 母子寡婦福祉資金新規貸付件数】

市町村名 資金の種類	市町村名							合計 (件)
	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0

## ク 婦人保護業務

配偶者等からの暴力や離婚、借金などの問題について相談を受け、関係機関と連携し保護等による安全の確保を図りながら、助言指導、情報の提供により生活の立て直しに向けた支援を行っています。

【平成27年度 婦人相談の件数】

区分	電話相談	来所相談	その他	合計
実人員 (人)	(30)	(50)	(4)	(84)
相談延件数	(41)	(204)	(5)	(250)
	77	259	11	347

\* ( ) は、DV再掲

【平成27年度 婦人相談の処理状況】

区分	入所 婦人保護施設に	就業・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談所へ移送	他県婦人相談所・同相談員へ移送	施設への移送 その他の関係機関	助言・指導のみ	その他	合計
実人員 (人)	0	0	0	0	0	16	0	1	99	0	116

【平成27年度 来所による相談者の相談状況】

区分	人間関係														経済関係					医療関係					住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係者	5条違反	人身取引	合計			
	夫等				子ども			親族		交際相手			その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他														
	夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力										その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害									家庭不和		
実人員 (人)	50	0	0	1	3	0	1	2	2	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67

## ◇高齢・障害者福祉係

次の業務を行っています。

### ア 介護（予防）サービス事業に関する事務

介護サービス事業所の指定（新規・変更・更新等）事務のほか、運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【平成27年度受付件数】 ※介護（予防）サービス事業所数・・・別表1

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	45	713	18	74

### イ 介護保険施設等に関する事務

介護保険施設等の指定内容変更に係る申請書、届出書の受付・審査を行っています。

(平成27年度)

施設種別	変更届	開設許可 変更申請	管理者 承認申請	入所定員増 加認可申請	事業 変更届	社会福祉事 業変更届	加算届	計
介護老人保健施設	50	32	12	0	0	0	8	102
介護老人福祉施設	27	0	0	0	0	0	19	46
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	1	0	1
計	77	32	12	0	0	1	27	149

### ウ 老人の日記念品等贈呈事業、福岡県ねんりんスポーツ・文化祭関連業務

新100歳の高齢者等に関する調査のほか、市町との調整の上、内閣総理大臣及び福岡県知事からの祝状及び記念品の贈呈を行っています。

また、ねんりんスポーツ・文化祭に対する支援のほか、地区大会における計画書・結果報告書の取りまとめ等を行っています。

【新100歳の高齢者数（人）】 (平成27年度)

直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
18	58	14	24	2	9	7	132

### エ 軽費老人ホーム事業費補助金等事務

軽費老人ホームからの事業費補助金に係る交付申請書・実績報告書の受付・審査を行っています。

【施設数】 (平成28年4月1日現在)

施設種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
経過的軽費老人ホーム（A型）	1	1	0	2	1	0	0	5
軽費老人ホーム（ケアハウス）	3	4	3	1	1	0	1	13
計	4	5	3	3	2	0	1	18

## オ 障害福祉サービス事業に関する事務

障害福祉サービス事業所の指定（新規・変更等・更新）事務のほか、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【平成27年度受付件数】 ※障害福祉サービス事業所数・・・別表2

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	25	377	16	13

## カ 特別障害者等手当認定、支給事務

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時介護を必要とする重度障害者（児）に対して、特別障害者手当及び障害児福祉手当を支給しています。

【認定件数】 (平成28年4月1日現在)

手当種別	小竹町	鞍手町	桂川町	計
特別障害者手当	6	14	13	33
障害児福祉手当	2	5	8	15
福祉手当（一般）	1	1	0	2
計	9	20	21	50

## キ 障害者スポーツ支援

県内及び当事務所管内で実施される身体・知的障害者スポーツ大会に対する支援等を行っています。

- 第53回福岡県身体障害者体育大会  
平成27年4月26日 福岡市東平尾公園博多の森陸上競技場
- 第48回宮若市・鞍手郡身体障害者はつらつ運動会  
平成27年5月24日 鞍手町立体育館
- 第35回福岡県ときめきスポーツ大会（知的障害者）  
平成27年9月12日 久留米市総合スポーツセンター陸上競技場

## ク 身体障害者福祉法指定医師及び指定自立支援医療機関関係事務

身体障害者福祉法指定医師及び指定自立支援医療機関の指定申請・変更の受付・審査や指定通知の交付事務を行っています。

【指定自立支援医療機関数】 (平成28年4月1日現在)

施設種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
病院又は診療所	3	12	0	1	0	1	0	17
薬局	41	26	11	4	1	5	0	88
訪問看護ステーション	3	4	0	0	0	0	0	7
計	47	42	11	5	1	6	0	112

#### ケ 腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務

就労等の理由により、夜間に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を支給しています。

○平成27年度認定者数……4名（直方市1名、飯塚市1名、宮若市2名）

#### コ 自立支援給付支給事務等市町事務指導

市町における障害者の自立支援給付事務等の円滑な実施を図るため、各市町の担当部署に出向いて事務指導を行っています。

#### サ 社会福祉法人認可等事務（設立、定款変更ほか）

社会福祉法に規定する社会福祉法人の設立認可、定款変更等に係る認可申請・届出の受付・審査や認可書等の交付を行っています。

○平成27年度 法人設立認可申請数 …… 0件  
定款変更認可申請（届出）数……12件

#### シ 社会福祉法人等に対する証明

社会福祉法人等が不動産を取得した場合に登録免許税及び不動産取得税の非課税措置を受けるための、社会福祉事業の用に供する不動産である旨の証明を行っています。

○平成27年度 登録免許税関係証明数 …… 9件  
不動産取得税関係証明数……10件

#### ス まごころ駐車場利用証の交付事務

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援するために、対象となる方に利用証の交付を行っています。

【利用証交付数】 (平成27年度)

身体障害者	身体障害者以外						計
	知的障害者	精神障害者	高齢者	難病者	妊産婦	けが人	
146	31	0	29	5	12	6	229

## (別表 1)

介護（予防）サービス事業所数（平成28年4月1日現在）※みなし指定を除く。

サービス種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
訪問介護	30	81	15	23	3	2	3	157
介護予防訪問介護	30	81	15	23	3	2	3	157
訪問入浴介護	1	1	0	0	0	0	0	2
介護予防訪問入浴介護	1	1	0	0	0	0	0	2
訪問看護	9	12	1	7	0	0	1	30
介護予防訪問看護	9	12	1	7	0	0	1	30
訪問リハビリテーション	1	1	0	1	0	0	0	3
介護予防訪問リハビリテーション	1	1	0	1	0	0	0	3
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	23	43	7	11	1	5	3	93
介護予防通所介護	32	89	17	20	5	8	5	176
通所リハビリテーション	4	5	1	2	1	1	1	15
介護予防通所リハビリテーション	4	5	1	2	1	1	1	15
短期入所生活介護	7	17	3	5	2	1	2	37
介護予防短期入所生活介護	7	17	3	5	2	1	2	37
短期入所療養介護	6	7	5	4	2	1	2	27
介護予防短期入所療養介護	6	7	5	4	2	1	2	27
特定施設入居者生活介護	6	7	4	2	2	0	0	21
介護予防特定施設入居者生活介護	6	6	2	2	0	0	0	16
福祉用具貸与	4	16	3	1	0	0	1	25
介護予防福祉用具貸与	4	16	3	1	0	0	1	25
特定福祉用具販売	4	18	3	1	0	0	1	27
特定介護予防福祉用具販売	4	18	3	1	0	0	1	27
居宅介護支援	30	49	13	18	4	2	8	124
介護老人福祉施設	4	14	4	5	1	1	2	31
介護老人保健施設	5	6	3	2	2	1	1	20
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
小計 介護サービス	134	277	62	82	18	14	25	612
小計 介護予防サービス	104	253	50	66	13	13	16	515
合計	238	530	112	148	31	27	41	1,127



## (別表 2)

障害福祉サービス事業所数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

サービス種別		直方市		飯塚市		宮若市		嘉麻市		小竹町		鞍手町		桂川町		計	
		事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数	事業所数	サービス数
居宅系	居宅介護	22	21	50	49	8	8	18	18	2	2	3	3	3	3	106	104
	重度訪問介護		17		33		6		15		1		3		3		78
	行動援護		3		1		0		0		0		1		0		5
	同行援護		13		18		1		5		0		0		0		37
	小計		54		101		15		38		3		7		6		224
施設系	生活介護	22	8	30	18	3	3	13	13	2	2	3	3	4	4	99	51
	就労移行支援		8		6		1		4		1		1		0		21
	就労継続支援 A 型		4		3		1		3		0		0		1		12
	就労継続支援 B 型		11		11		3		14		2		1		4		46
	自立訓練 (機能訓練)		0		1		0		0		3		0		0		1
	自立訓練 (生活訓練)		4		4		0		2		0		1		0		11
	短期入所		5		10		3		7		2		3		0		30
	施設入所		2		8		3		6		1		0		1		21
	小計		42		61		14		49		8		9		10		193
居住系	共同生活援助 (介護サービス包括型)	8	6	11	11	3	3	10	10	1	1	3	3	3	3	43	37
	共同生活援助 (外部サービス利用型)		2		0		1		1		0		0		2		6
	小計		8		11		4		11		1		3		5		43
合計		52	104	91	173	18	33	53	98	6	12	13	19	15	21	248	460

# 保護課

次の業務を行っています。

## ア 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

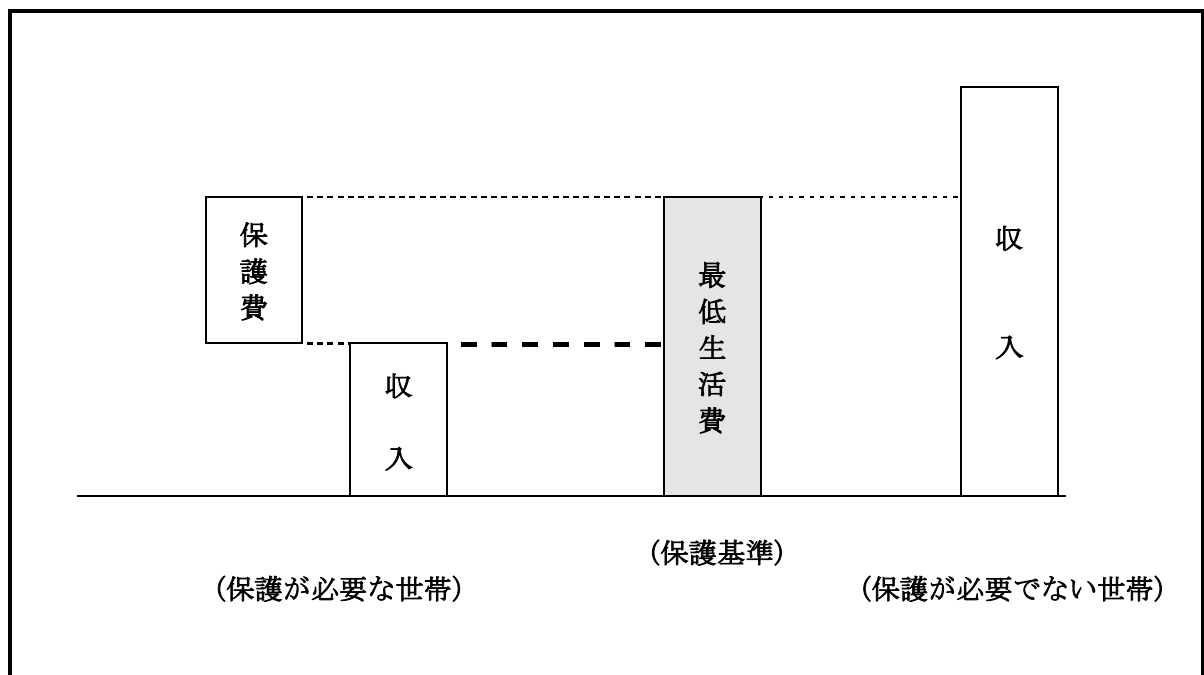
## イ 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

※保護の決定



※生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と、国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



- (1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。
- (2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。
  - ①就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
  - ②年金、恩給、手当の収入
  - ③仕送りや資産の売買で得た収入このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。

### 【生活保護制度について】

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

保護の決定に際しては、世帯の困窮状況、資産・能力、他法活用や扶養義務者の援助等の調査のうえで決定されます。

### ○ 保護の種類について

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- 1 生活扶助  
衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
- 2 教育扶助  
学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用
- 3 住宅扶助  
家賃、地代及び住宅の補修などの費用
- 4 医療扶助  
傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用
- 5 介護扶助  
要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用
- 6 出産扶助  
分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用
- 7 生業扶助  
就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助  
検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用

### ○ 保護課の構成について

- ・保護1課1係 鞍手郡小竹町・鞍手町の一部を担当
- ・保護1課2係 鞍手郡鞍手町を担当
- ・保護2課 嘉穂郡桂川町を担当

### 【町別保護状況】

(各年度末現在)

年度	小竹町			鞍手町			桂川町			合計		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
H25	359	509	61.3	546	799	48.1	395	578	42.2	1,300	1,886	48.9
H26	350	490	60.4	532	773	46.9	391	562	41.2	1,273	1,825	47.7
H27	342	475	59.7	523	734	44.8	372	538	39.7	1,237	1,747	46.1

# 監査指導課

次の業務を行っています。

## ア 指導監査

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の下記の対象施設に対し、施設基準の遵守、事業の適正な運営の確保を目的として監査を行っています。

- ・ 保育所等（認可保育所及び保育所のみを経営する社会福祉法人（一つの市域内のみで事業を行う法人を除く））
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 町村社会福祉協議会

## イ 実地指導

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の下記の対象施設に対し、施設基準の遵守・事業の適正な運営の確保を目的として実地指導を行っています。

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 指定介護（予防）サービス事業者等
- ・ 指定障害者福祉サービス事業者等
- ・ 地域包括支援センター

## ウ 立入調査

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の届出保育施設等に対し、施設基準の遵守・事業の適正な運営の確保を目的として立入調査を行っています。

【平成 27 年度 指導監査等実績】

\*対象施設数 H27. 4. 1 現在

	平成 27 年度		実施方法
	指導等数	対象施設数	
公立保育所	26	26	毎年実施
私立保育所	81	81	毎年実施
幼保連携型認定こども園	5	5	毎年実施
届出保育施設等	42	42	毎年実施
町村社会福祉協議会	4	7	2 年毎実施
障害者福祉サービス事業者等	26	651	抽出実施
介護老人保健施設	17	30	2 年毎実施
介護保険サービス事業者等	66	1, 867	抽出実施
地域包括支援センター	0	11	未実施
計	267	2, 720	

発行元： 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

発行年月： 平成28年 7月

住 所： 〒820-0004

福岡県飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎

電 話： 0948-21-4911

F A X： 0948-24-0186